

調 査 研 修 報 告 書 (議員用)

報告者：吉 方 明 美

実施場所：エソール広島	実施日：9 月 2 日
■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など） 内閣府においては第 4 次男女共同参画基本計画策定にあたり、基本的な考え方（素案）を策定した。これをもとに全国での公聴会を開き広く意見を求め、仕上げるというものである。 国の考え方を聞き、この計画に対して意見を寄せるので、それに参加した。 本市においては、啓発活動は進められているが、具体的な数値は達成されていないものが多い。国の考え方を聞くために参加した。	
■参考とすべき事項 参加した女性からの声 ・ 固定的役割分担・長時間労働が女性の活躍を妨げている。 ・ 女性活躍推進法が制定された。政治分野における女性の確実な参画が必要。2030 年には女性 30%でということが進められてきた。この法律は働く場におけることが前提で、政治の場においてという部分が抜けている。 - 日本の制度に欠陥があるのではないかと。そのために①衆議院の比例枠を増やすこと。②比例の名簿は男女別にすること③政党交付金はその政党内に女性が 4 割～6 割いないと交付しないとする。④地方議会に女性が出やすい環境をつくること。 ・ 国保制度に欠陥がある。産休中、傷病手当の支出がない、病休中の補償がないなど、安心して休むことができない。国保制度を充実して安心して出産や病気休業に臨めるようにしてほしい。 ・ 性犯罪ではないストーカー行為など、広い意味での性犯罪の対策をしてほしい。警察に行っても、「まだ犯罪に至っていないから」と対応してもらえなかった。	
■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など） ・ 男女差別以前に、女性同士の中でも差別がある。雇用形態である。正規社員、非正規社員という差別。同一労働同一賃金の視点から、この差別はなくする必要がある。少子化を解決する一つの策である。 ・ 政策決定の場への女性進出は難関が多い。本人のやる気とは別の問題が多くある。市議会議員選出にあたり、「女性枠」を作ることも一つの方法ではないか。自然に任せていたのでは、いつまでたっても達成できないのではと考える。拘束力のある法律で、当面軌道に乗るまで試してみるのも必要ではないか。	